

就学援助制度のご案内

鴻巣市教育委員会

鴻巣市では、経済的な理由により学用品費や給食費、校外活動費などの支払が困難な世帯に対して、その一部を援助する就学援助制度を設けております。支給には、毎年度申請が必要となります。

1 援助の内容（支給時期…7月末、12月末、3月末）

※次の2、4～6については、実費（保護者が負担した額）が支給されます。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1 学用品・通学用品費 | 2 学校給食費 |
| 3 新入学児童生徒学用品費（ <u>申請は4月末まで</u> ） | 4 校外活動費 |
| 5 修学旅行費 | 6 医療費（学校病に限る） |

2 援助を受けられる世帯（次のいずれかに該当する方）

- 1 市民税が非課税の世帯
- 2 児童扶養手当を支給されている世帯 ※特別児童扶養手当のことではありません。
- 3 生活保護法による保護が停止又は廃止された世帯
- 4 保護者の収入が不安定で生活保護に準ずる世帯（下表を参考としてください。） など

（参考）上記4の世帯の所得の目安表

世帯人数	世帯構成（年齢）	前年中の世帯総所得金額
2人	父または母（30代）、子（小3）	約184万円
3人	父または母（30代）、子（中1・小3）	約256万円
4人	父（40代）、母（30代）、子（中1・小3）	約309万円
5人	父（40代）、母（30代）、子（中1・小3・小1）	約355万円
6人	祖父または祖母（60代）、父（40代）、母（30代）、子（中1・小3・小1）	約403万円

※「所得の目安」で示す金額は、同一生計世帯全員分の「地方税法上の合計所得額」から控除額（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除）を差し引いたものです。年間の総収入額ではありません。

※世帯人数や年齢構成等で基準額が変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

※住民登録上は別世帯でも同居所に居住している場合や単身赴任等別住所であっても生計を同一としている場合は同一生計世帯とみなし、世帯人数及び世帯総所得に含めて審査を行います。

3 受付期間

※申請の受付時期によっては、支給金額が異なりますのでご注意ください。

◆令和5年度 当初申請期間

令和5年3月1日（水）から令和5年4月28日（金）まで

※上記期間内に申請いただくと、年度当初から支給対象になります。

◆随時申請期間

令和5年5月1日（月）以降も随時申請をお受けしています。

※随時申請の場合は、申請日から支給対象になります。年度当初にさかのぼっての支給はできません。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受ける場合は、再度申請いただく必要はありません。
入学前支給については、裏面の入学前支給のご案内をご確認ください。

裏面に続きます。

4 申請方法

1 持ち物・必要書類など

①世帯全員の令和4年中の収入がわかる書類または児童扶養手当証書

【例】源泉徴収票、確定申告書の控え、公的年金等の源泉徴収票など

- ・別世帯であっても、同住所に居住している方全員の書類が必要です。
- ・単身赴任等別住所であっても、生計を同一としている場合は書類が必要です。
- ・令和4年中収入がなかった方は市（県）**民税等の申告の控え**が必要です。
- ・令和4年度所得証明書を取得する必要はありません。
- ・児童扶養手当証書をお持ちの場合は、収入がわかる書類の提出を省略できます。

②銀行口座のわかるもの

【例】通帳やキャッシュカードなど

③印鑑 ※申請者に自署いただく場合は不要です。

必要書類等に不備がある場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。
必要書類の確認や申請についてご不明な点は事前に学務課までお問い合わせください。

2 受付場所 鴻巣市役所本庁舎3階 教育委員会学務課（36番窓口）

※吹上支所・川里支所では受付できませんのでご注意ください。

3 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで（祝日・年末年始を除く）

令和5年4月に市内の小・中学校に入学予定のお子様の保護者へ

就学援助制度「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給のご案内

就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」については、申請時期により入学前に受給することができます。入学前支給を希望する方は、上記「4 申請方法」をご確認の上、次の申請期間内に学務課窓口にて申請してください。

1 対象 次の①・②の両方に該当する世帯

- ①令和5年4月に市内の小・中学校に入学予定のお子様がいる世帯
- ②就学援助の要件に該当する世帯（表面「2 援助を受けられる世帯」を参照）

2 支給金額 小学校入学予定者 54,060円 中学校入学予定者 60,000円

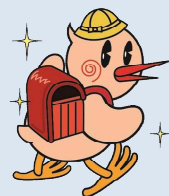
※金額は変更になる場合があります。

3 申請期間 **令和5年1月17日（火）から令和5年2月21日（火）まで**

4 審査結果 3月上旬頃、郵送にて審査結果を通知します。

5 支給 3月中旬頃、申請口座に直接振り込みます。

6 注意事項 新入学児童生徒学用品費を受給後に市内の小・中学校に入学しなかった場合、新入学児童生徒学用品費を返還していただくことになります。転出の可能性のある場合は、状況に応じて入学が確定してから申請してください。今回申請されなかった場合も、4月末までに申請をいただき、認定となれば入学後に支給されます。



担当 鴻巣市教育委員会 学務課 学事担当
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号
電話：(代)048-541-1321（内線3320）